

平成 26 年度 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会 会議録

開催日時：平成 26 年 12 月 18 日（木）午後 2 時～3 時 30 分

開催場所：安芸高田市民文化センター 研修室 301

委員等の出席状況

出席委員	(敬称略)	
	赤木 俊之	広島県安芸高田警察署生活安全刑事課 係長 (川上和樹警察署長代理)
	猪上 優彦	安芸高田市民生児童委員協議会 会長
	毛利 宣生	三次人権擁護委員会協議会安芸高田市部会 会長
	白 哲彦	安芸高田市障害者自立支援協議会 会長
	河野 正義	青少年育成安芸高田市民会議 会長
	前重 昌敬	安芸高田市議会文教厚生常任委員会 委員長
	齋藤 英二	安芸高田市社会教育委員 代表
	伏川 瑞恵	安芸高田市保育連盟 会長
	中井 純子	安芸高田市立小学校校長会 会長
	佐々木 哲夫	安芸高田市立中学校校長会 会長
	杉安 明彦	安芸高田市総務部 部長 (兼) 総務課長
	小笠原 義和	安芸高田市市民部 部長
	中元 寿文	安芸高田市福祉保健部 部長
	叶丸 一雅	安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
欠席委員	(敬称略)	
	岩田 幸雄	安芸高田市 P T A 連合会 副会長
出席した 事務局職員	永井 初男	安芸高田市教育委員会教育長
	児玉 晃	安芸高田市教育委員会事務局学校教育課 課長
	岩見 文彦	安芸高田市教育委員会事務局学校教育課学校教育指導係 指導主事

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○開会

1. 教育長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 会長、副会長の選任
4. 会長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料について
2. 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会の役割等について
3. その他

○日程第2 議事

1. 傍聴に関する取扱い基準について
2. 会議録の記載について
3. 会議録等の公表について

○日程第3 協議

1. いじめの防止等について

○日程第4 その他

1. 次回会議の予定について
2. その他

○閉会

1. 副会長あいさつ

—配布資料—

- ・会議レジメ
- ・関係資料ファイル（①安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿 ②安芸高田市いじめ問題対策委員会委員名簿 ③安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会に関する規則 ④安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例 ⑤安芸高田市いじめ防止基本方針 ⑥広島県いじめ防止基本方針 ⑦いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省） ⑧いじめ防止対策推進法）
- ・「安芸高田市いじめ防止基本方針に定める組織」説明資料
- ・議事① 「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会の傍聴に関する取扱い基準について」
- ・議事② 「会議録の記載について」
- ・議事③ 「会議録等の公表について」
- ・「いじめの防止等について」説明資料

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち委員代表の方に、教育長から委嘱状を手交した。)

○教育長あいさつ

安芸高田市教育委員会の永井でございます。本日は、平成 26 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会のご案内をさせていただいたところ、昨日からの雪等で大変お足元が悪い中、たくさんの委員の皆様方にご出席いただきましたこと、感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

すでに皆さんご承知のように、国は平成 25 年 9 月に社会全体でいじめ問題を克服することを目的として、いじめ問題対策推進法を制定したところでございます。この法を受けまして、本市は今年に入りまして 6 月に安芸高田市いじめ防止基本方針を策定いたしました。その中で本日もお集まりいただいておりますが、関係いただく機関や団体の皆さん方と連携を密に図り、この会の目的である、市内からいじめ等の問題を無くしていくということで、この協議会を設置いたしました。

また同時に、いじめ防止対策を実効あるものにするために市教育委員会の附属機関として、安芸高田市いじめ問題対策委員会を設置したところでございます。さらに市長の附属機関として、学校における重大事態に対しての再調査を行うためのいじめ問題第三者調査委員会も設置いたしました。現在、学校や関係課等に本市のいじめ防止基本方針を示し、いじめの早期発見、早期対応及びいじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。県の教育委員会の方からも、陰湿ないじめが水面下に潜り、指導者や大人に見えない状況よりも、表にむしろ出てきてそれを発見、把握したときにタイミングを逃さず、関係する機関が連携してきちんと対応していく方が、指導の効果をあげるし、より子供たちを一日も早く立て直していくことになる。従って、必要以上に件数が増えるということに気を取られて、何とか件数を減らそうという考え方、動きについてはこの機会に大人、指導する側が改めるべきではないかという考えもいただいております。具体等につきましては、後ほど事務局から今回の立ち上げの趣旨等含めまして、改めて詳しく説明をさせていただくこととしております。

本市における平成 25 年度、昨年度になりますが、いじめの認知件数というのが 18 件ございました。そして、今年度平成 26 年度 11 月末現在で、14 件を認知しております。安芸高田市の規模からして、昨年度の 18 件、今年度の 11 月末現在 14 件というのが多いか少ないかということについては、色々議論があろうかと考えております。しかしながら、先ほどから申しておりますように教育機関におきまして、早期に発見しタイミングを逃さず、適切な指導、取り組みを大人、関係機関が協力して取り組んでいくということが、何よりも大切なことだと考えておるところでございます。いじめ問題というのは、重大な人権侵害でもありますし、命に係わる問題でもあります。本日もお集まりいただきました関係機関の皆様方あるいは団体の皆様方とこれまで以上の緊密な連携を取らせていただきながら、この問題の解決にあたっていけたらと考えておるところでございます。

冒頭申しましたように、大人が連携をし合うという組織が、今回新たに整理ができましたので、引き続いて教育委員会の取り組みに対してご支援をいただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうか宜しくお願い申し上げます。

○委員、事務局職員自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○会長、副会長の選任

(事務局から、会長に猪上優彦氏、副会長に毛利宣生氏を提案し、了承された。)

○会長あいさつ

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま会長という職を仰せつかりました安芸高田市民生児童委員協議会の猪上でございます。微力ではございますが精一杯務めさせていただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

先ほどの教育長のご挨拶にありましたように、この問題は社会問題として取り上げられています。また、今月初めは人権週間、障害者週間でもございました。民生委員児童委員といたしましても、これを機に、再度色々意見交換、勉強会をしているところではあります。残念ながらいじめ問題は、皆無ということにはなりません。教育長が言われたように、(いじめが) あれば早く表に出すということが大事であろうと思っております。私たち129名の(民生児童)委員がおりますが、担当の学校区は件数が少ないからいいということではなく、「早く表に出てきてよかった」「ではどうしようか」ということで問題にあたっていけばいいのではないかと話し合いをしているところでございます。

今回のこの組織は、関係機関・団体の関係者が連携をして取り組んでいくことのできるいい機会になると思っています。冒頭申しましたが、微力ではございますが精一杯務めさせていただきたいと思っております。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

事務局	ありがとうございます。この後は、猪上会長さんに進行をお願いします。
会長	日程第1「事務局諸連絡等」について事務局から説明をお願いします。「1. 配布資料について」「2. 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会の役割等について」とありますが、関連もありますので一括でお願いします。
事務局	<p>本協議会の役割をはじめとして、基本的な事柄や関係法令等について事務局から説明いたします。</p> <p>まず、この協議会についてですが、関係行政機関及び関係団体相互の連絡調整を行うものであり、それぞれの所属機関あるいは団体の代表として委員に委嘱をさせていただいています。福祉保健部の「虐待等防止ネットワーク会議」などと同様に、会議の出席にあたって委員報酬等をお支払いするというごさいませんので、まずこの点をご了承いただきたいと思います。それでは、お配りしております資料「安芸高田市いじめ防止基本方針に定める組織」をご覧ください。</p> <p>このいじめ問題対策連絡協議会をはじめとする、いじめの防止等に関する組織の根拠は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」です。この法律制定の契機となりましたのが、皆さんご存知のことと思いますが、滋賀県大津市立中学校の生徒がいじめを苦にして自死した事件であります。法のおおまかな趣旨は、いじめの防止等について目的やそれぞれの責務を明確にしながらも、従来のように学校や教育委員会だけで行わず、社会総がかりでいじめの問題に取り組んでいこうというものです。その取組みとして、いじめ防止対策推進法を根拠として作成した市の基本方針に定めている組織が5つあります。学校、教育委員会、市と3つのワクがありますが、それぞれ学校に①と②、教育委員会に③と④、市に⑤と5つの組織があります。</p> <p>まず、学校ですが、1つ目が①「いじめ防止委員会」です。この委員会は常設の校内委員会であり、学校におけるいじめの防止及びいじめの早期発見、早期対応を組織的に行うものです。</p> <p>次に②ですが、重大事態が発生した場合の学校の調査組織です。「重大事態」とは、資料にありますように「いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき」「いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」です。この重大事態の定義は法律に規定があります。</p> <p>この重大事態が発生したときに、学校に調査組織を置くわけですが、本市には小規模の学校が多いということもあり、①の「いじめ防止委員会」のメンバーにPTA会長や地域の民生委員さんなど、外部人材を2～3名加えた委員構成を考えている学校が多いようです。</p> <p>これらの学校の取り組みについては、ファイル資料の「市方針」の3ページから5ページに</p>

記述しておりますが、詳しくは後ほど、「日程第3の『協議』」のところで担当者から説明をいたします。

次に教育委員会の組織として、③が本日会議を開いております「いじめ問題対策連絡協議会」です。

この協議会は、社会全体でいじめの防止等に取り組むために、関係機関や団体が連携を図り、いじめに関する対応状況等に関する情報の共有や対策の確認により、それぞれの立場からいじめ問題を考えていきたいと思いますというものです。

次に④が「いじめ問題対策委員会」です。この組織は教育委員会の諮問機関で、資料にありますように、いじめの防止等のための調査研究等の審議などがその役割です。役割の1つに「調査を行う」とありますが、先ほど申しましたように重大事態が発生した場合、基本的には学校の調査組織②が調査を行いますが、学校が調査を行うことが適当でないと教育委員会が判断した時、例えば、学校が調査を行うことに対し、関係の保護者の理解が得られないときや学校の都合で調査体制が整わないときに、この諮問機関が学校の調査組織に代わって調査を行います。

最後に市に置く組織が⑤「いじめ問題第三者調査委員会」です。資料にありますように、法第30条第2項の規定により、「市長が必要と認めた場合、いじめに関する重大事態の対処のために、市教委又は学校が行った調査の結果に関し、調査を行うことができる。」となっています。学校又は教育委員会が行った調査結果について、市長が不十分と判断した場合に、この組織が再調査を行うこととなります。

これら5つの組織体制で、これから本市のいじめの防止等を行っていく。ということでございます。

続いて、お手元にお配りしておりますファイル資料の説明をいたします。

たくさんの資料でございますので、これらの資料を、本日全てを説明するわけには参りませんが、ポイントのみ説明させていただきますので、詳しくはご自宅等で時間が許す時にお読みいただきたいと思っております。

まず、「名簿」は、本協議会と教育委員会に置くもう1つの組織、「いじめ問題対策委員会」の名簿です。対策委員会の第1回会議は、来年1月27日に開催する予定としています。

次に本協議会に関する規則です。第4条の「会議」をご覧ください。会議には定例会議と臨時会議があります。通常定例会議は6月ですが、今回はやむを得ず12月としています。

続いて第5条「守秘義務」をご覧ください。基本的にこの会議は「いじめ」に関して全体的なことを話し合う場でありますので、「いじめ」個々の事案について事務局が説明したり、委員の皆さんと協議をすることは無いと思っておりますが、プライバシーに係るような内容を知り得た場合は、くれぐれも守秘義務を順守していただきますようお願いいたします。

次に条例です。教育委員会の2つの組織、市長が行う調査組織、3つの組織について定めた条例です。詳しい内容は、またご覧ください。

続いて市の基本方針です。策定の趣旨、いじめの定義等、いじめ防止対策の基本的な考え方、市・学校の取り組みについて方針を定めています。

続いて県と国の方針です。市の方針は県と国、特に県の方針を参考に作成しています。詳しい説明は割愛いたします。

最後に「いじめ防止対策推進法」ですが、法律の目的をはじめとして、地方公共団体の責務、学校の設置者の責務等が規定されており、第9条には保護者の責務等も規定されています。

また、前段で説明した5つの組織についても規定されており、第14条第1項が本協議会設置

	<p>の根拠となる規定です。</p> <p>最後になりますが、そもそも「いじめ」とは何かということについて、資料を基に説明をいたします。法律の第2条に定義があり、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。国の方針の4ページに、さらに詳しい説明、具体的ないじめの態様の記述があります。</p> <p>この「いじめ」の定義を踏まえ、「いじめを防止するにはどうしたらいいのか」「いじめを早期に発見するためにはどのように工夫したらいいのか」「いじめが起こった場合に、学校や行政あるいは地域はどのように対処すればいいのか」ということについて、様々な立場から、色々のご意見をいただきたいというのが、本協議会の大きな趣旨でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。日程第1の説明について、この件に対して何かご質問等ございませんか。ないようでしたら、日程第2の「議事」に移ります。</p> <p>最初に議事の①「傍聴に関する取扱い基準について」事務局から提案をお願いします。</p>
事務局	<p>議事の①について、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>ファイル資料の「規則」をご覧ください。会議の傍聴について規則第7条に規定があり、「会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、議決により秘密会としたときは、この限りでない。」とあり、「必要な事項は会長が別に定める」とありますので、その取扱い基準について議事として会議にお諮りするものです。決定していただきましたら、次回の会議から運用していきたいと思っております。</p> <p>基準の内容につきましては、朗読はいたしません。お読みいただきまして、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>特にご意見等ございませんか。特に質問もないようですので、議事でございますのでお諮りいたします。安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会の傍聴に関する取扱い基準について、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から異議なしの声）</p> <p>それでは、異議なしと認めさせていただきます。提案のとおりこの場で決定させていただきます。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議事②「会議録の記載について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議事の②「会議録の記載について」説明いたします。</p> <p>会議録につきましては、記載事項について「規則」第8条に規定がございます。加えて第7条に「秘密会」の規定があります。</p> <p>このことをふまえ、会議録の記載について、規則の規定によるほか、議案のとおり定めることについて提案いたします。</p> <p>なお、「会議録の記載にあたってプライバシーに配慮する」とありますが、秘密会の場合を除いては、この会議は原則公開でありますので、基本的な考え方として、発言にあたっては、個人名を控えるなど、個人情報等に配慮していただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>何か、ご質問はございませんか。ないようですので、お諮りをさせていただきます。会議録の記載についてご異議ないということでもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（委員から異議なしの声）</p>

	<p>それでは、異議なしと認め、提案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議事③「会議録等の公表について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議事の③について説明いたします。</p> <p>会議冒頭で本協議会の役割等について説明をさせていただいたわけですが、法律の趣旨のひとつとして、社会全体でいじめの問題について考え、対処していこうということがございます。公表の理由は、透明性の確保でございます。「協議会があるらしいが何をやっているかわからない。」ということのないように、市民一般の方に可能な限り情報を提供し、いじめの防止等について関心を持っていただくとともに、情報に対する市民の皆さんの反応、意見や感想、一方で批判等もあるかもしれませんが、それら全体を本協議会の活性化につなげることができればと考えております。</p> <p>以上の理由から、会議録及び委員名簿を、市のホームページに掲載し、公表させていただきたいという提案でございます。</p>
会長	<p>議事録等の公表の在り方について提案がございました。議事②の関連もございましたが公表の在り方について、特にご意見がないようですので、お諮りをいたします。この提案どおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から異議なしの声)</p> <p>全員異議なしと認め、提案どおり決定いたします。ありがとうございました。</p> <p>ここで休憩を取ります。</p>
<p><5分休憩></p>	
会長	<p>会議を再開し、日程第3の協議に移ります。協議①「いじめの防止等について」でございますが、協議に先立ちまして、安芸高田市の「いじめ問題」等の状況について事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、学校におけるいじめ防止等の取組について説明いたします。</p> <p>まず、平成25年度及び平成26年度11月末段階の安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。暴力行為ですが、昨年度は対教師暴力5件、児童生徒間暴力15件、器物損壊4件の計24件が生じました。特徴としては、特定の学校において、同じ児童が繰り返す状況がありました。今年度11月末現在小学校6件、中学校1件計7件と減少しています。安芸高田警察署をはじめ関係機関との連携及び生徒指導規程に基づく毅然とした指導の徹底、家庭連携等を粘り強く行っているところです。</p> <p>いじめについては、平成25年度18件をいじめと認知しました。態様としては、冷やかしかからかい・悪口が15件、軽くぶつかる、たたく・けるが3件、携帯電話等による誹謗中傷が1件ございました。いじめの把握については、本人や保護者8件、教職員の発見8件、その内いじめアンケート等により、個別面談から5件を把握し、迅速な対応を行いました。その結果、18件中16件が解決、一定の解消は見られるものの継続支援2件と解消率89%という状況でした。今年度11月末現在小学校7件、中学校7件計14件を認知し、解消13件、継続支援中1件という状況です。態様としては、ひやかしかからかい6件、ぶつかる、つねる4件、仲間はずし悪口3件、物品損壊1件という状況でございます。いじめの認知した方法は、本人からの訴え5件、面談や聴き取りから3件、保護者からの訴え3件、教職員の発見2件、アンケート1件でした。重大事態に至るいじめは生じておりません。</p> <p>不登校については、平成25年度小学校8名、中学校15名、計23名でした。不登校児童生徒の在</p>

	<p>籍校種別は、小学校3校、中学校5校でした。そのうち13人が中学2・3年生であり、前年と同じ生徒の不登校が続いている状況がありました。また、指導の結果登校できるようになった児童生徒が10名でした。今年度、11月末現在小学校6校において13名、中学校6校において14名、計23名が不登校という状況です。安芸高田市適応指導教室及び関係機関とも連携を図りながら保護者、児童等へ取組をすすめているところです。</p> <p>次に、学校におけるいじめ防止等の取組について説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>安芸高田市いじめ防止基本方針を受け、市内19小中学校すべての学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に係る年間計画を明確にし、取組を進めているところです。</p> <p>組織的に取組の充実を図るため、いじめ防止及び早期発見・早期対応を組織的に行ういじめ防止委員会を校務運営組織に位置づけています。今年度11月末現在、児童生徒理解及びいじめの未然防止に向けた研修等の取組等を1校当たり平均3.9回実施しています。</p> <p>資料の5ページをご覧ください。船佐小学校のいじめ防止等のための年間計画でございます。学校全体で組織的、計画的に取組を実施しているところです。</p> <p>いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立ち、いじめの防止及び早期発見に係る児童生徒への定期的なアンケート及び個人面談等の実施を行い、積極的な教育相談に取組んでいます。合わせて、保護者への啓発や取組を実施しています。いじめ問題の保護者アンケートの実施及び結果の報告、いじめ発見のポイント、命や友情等をテーマとした道徳授業参観日の開催、携帯電話のモラル研修を実施しています。</p> <p>いじめには、大人に見えにくく、発見することが難しいという特徴があります。いじめの対応においては、認知件数を問題とするのではなく、日常的な実態把握により、早期発見、早期対応を学校全体で組織的に取り組むことが重要です。また、「いじめはどの子にも起きうる。いじめがあったらということではなく、いじめは起きるものと考えていかなければなりません。平成25年7月国立教育政策研究所からいじめ追跡調査が発表されました。この調査から小学4年生から中学3年生までの6年間に被害、加害、両方を含めると9割の児童生徒が経験者であることがわかりました。」そのためにも、全ての教育活動において、望ましい集団づくりをすすめ、全ての児童生徒が積極的に授業等に参加して自分の力を発揮し、活躍できるような集団づくりが必要でございます。併せて集団において、知・徳・体の「基礎・基本」の充実を図ることを通して、いじめを生まない学校づくりをすすめています。</p> <p>以上で、学校におけるいじめ防止等の取組についての説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から本市におけるいじめの状況、対策、取組等について説明をいただきましたが、これからは、それぞれ委員の皆様から自由に質問、意見等お願いしたいと思います。今回は第1回ということですので、あまり内容に制限を加えないで、自由にご発言いただきたいと思います。折角、このような関係する機関、団体、連携する会議ができましたので、自由に発言いただいて意見交換、共有ができればと思います。時間の制約もありますが、よろしくご発言ください。</p>
委員	<p>子供が小中学校に通っております。中学校では、事例でいうと不登校が何件かあり、先生に対するいじめとまでは言いませんが、ひやかし、からかい、悪口といった類いの事例が起きているようです。子供たちも何か背負っている・・・簡単な言葉で言うとストレスということになるのでしょうか、そのはけ口を探しているのだと思います。子供らのストレスの根源が何かは、まちまちなのでわかりませんが、傾向でいうと、家の中で親子の意思疎通ができていない、話もしていない、学</p>

	<p>校で何をしているかわからない、親が学校に呼ばれて行ったら先生に叱られるという、そういう感じになっているようです。家の中の空気を悪くするのが何かはわかりませんが、親のストレスを最終的に子供がストレスとして感じることになり、はげ口として先生や他の児童生徒に当たっているという感じになっています。身近なところでもそういうことが起きています。</p>
委員	<p>いじめは学校、子供だけの問題ではありません。大人の世界である地域の集落内でもあります。実際、皆さん集落に帰られて自分の集落は絶対には言い切れますか。私はそうではない必ずあると思います。そして、職場でもある。大人だから辛抱している部分はあるかもしれません。そして、そういった話が家庭内で食事をしながら子供の耳に入ったりします。子供にいい子にきなさいと言っても無理なことです。まず、大人から。子供や学校だけの問題ではないということです。</p> <p>事務局から報告があった調査結果の数値ですが、実態の数値はこんなものではないと思います。いろんな事例を聞いていますが、いじめる方は遊びだと思っている。いじめとっていない。いじめられる方は心の傷になっている、そんな事例がいっぱいあります。(教育委員会が作成した)「みつや協育」のリーフレットに「心の教育、自分を大事に、友を大事に」と書かれていますが、本来、道徳というのは家庭が教えるものです。そして、地域の隣近所のおじさんやおばさんが教えるものです。今これが全部学校任せになっていて、何かあれば「学校がそんなことも教えていないのか」となってしまいます。ですから私は少なくとも民生委員だけにはそう言ってほしいし、学校、教育委員会もそのところは発信してほしいと考えています。</p> <p>安芸高田市には義務教育の学校19校ありますが、生徒数は色々だから一概に数字で言えませんが、いじめの件数がこの学校は何件だと批判したがる人がいますが、決してそうではなくて、むしろ、よく出してきてくれたとしないと・・・数字だけで判断して住民やら教育委員会からいろんなことを言われたら、段々と違う方向にいつてしまうので、私は県へもお願いしていますが、そういったところを関係者が同じトーンで考えていくべきだと思います。</p> <p>先般、障害者週間が(12月)3日から9日までありました。そこで、いろいろ意見交換をしましたが、その中で、障害には身体、知的、精神とあるが、いじめや虐待の問題となると、知的障害者が一番被害を受けやすいということがありました。果たして学校はどうなのかそこまではわかりませんが、そういう状況があるようです。</p> <p>今、子供たちが携帯電話を持つようになってきました。(メールやラインなど)内容については、先生はわかりません。本人が言わないと親も誰もわからない。安芸高田市の事例ではありませんが、ある子供がトイレまで携帯を持って入るので、母親が不審に思っていたところ、友だち5人が(メールを)一気に送信して、返事が遅れたら何かの仕返しにくるということだったようです。これではお風呂にも入れない、子供がノイローゼになってしまうという事例も実際、耳にしました。</p> <p>これは、子供が言わないと表面に出ない。その親がどう対応したかということ、学校、PTAと相談して、夕食後は携帯を全部親に預けて、子供が持たないようにさせるという取り組みを全体で行ったようです。子供の携帯電話に関する取り組みは、皆でやらないとなかなか難しいと思いますので、このような事例を、私は民生児童委員の皆さんに言っているところです。これが、いまの当面の民生児童委員協議会の思いなり方向性です。</p>
委員	<p>私は、スポーツ少年団のお世話をしています。(試合や研修など)子供が異なる学校から集まる場合がありますが、そういう時にも子供のなかに力関係ができ、いじめとまではいきませんが、ちょっと小突いてみるということがあります。やられている子供にとっては、とても辛いことだと思います。県のスポーツ少年団のリーダー研修でも同じようなことがあり、中国ブロックの研修では他県の子供同士がケンカをする場合があります。</p>

	<p>スポーツの世界もここ2年ぐらい前から話題になりましたが、教える方が力を持ちすぎて、「次の大会には参加させない」「オリンピックには出させない」など、行き過ぎた指導もあるようです。単位スポーツ少年団、小学校、中学校の集団の中でも、このようなことが起こりうるのだと思います。</p> <p>やはり地域で子供達をちゃんと見てやるということが大事だと思います。私ぐらいの年の指導者はともかく、若い指導者はそういう場面を見ても十分な対応が出来ません。親との関係もあり、この問題はただ単に、学校が、子供会が、(スポーツ)少年団がという問題ではなくて、地域全体の中で気を付けていくべきだと思います。</p>
会長	<p>その他、何かございますか。</p>
委員	<p>先ほど、障害には身体、知的、精神があると言われました。それぞれ困難な生活をされておりますが、一番精神の方の理解が進んでいません。精神障害については、就職の時にも隠すなど、周囲に話しにくいという問題があります。また、発達障害を持つ子供のいじめ問題が特に大変だと思いますが、家庭を見ると障害の連鎖というのを感じますので、家庭の支援が必要だと思いますが、発達支援センターもございますし、教育の場ともいっしょに協同して解決を図っていきたいと思います。</p> <p>私は車椅子に乗っておりますが、車を運転しますので車椅子を車に乗せております。私一人では困難なので、学生さんに手伝ってもらうことも多いのですが、最近「おじさん、また言うてね。いつでも手伝うから」と言ってくれた高校生がいました。非常に嬉しく思いました。</p> <p>公共の駐車場で車椅子用マークがありますよね。そこへ駐車するのですが、ある時、家族連れの一般の、いわゆるワンボックスの車がその場所に停めて、小学校の子供さんが降りてきたとき、「ここは障害者の人が停めるとこだよ。」とお父さんに向かって言いました。お父さんはバツが悪い顔をしておられましたが、私はできるだけそういう場を教育の場として利用していただければいいと思います。</p> <p>また、私が車椅子を積むのに難儀をしていたとき、家族連れのお父さんが手伝って乗せてくれました。それを見たお父さんが、お父さんのところまで、スキップをしながら近づいてくる姿が非常にほのぼのとした感じがしまして、(障害の)困難さというものも活かして生活していければという感じがしました。</p>
会長	<p>道徳教育を含めて、とてもいい発言だったと思いますし、子供たちも心では思うけれども、どう差し伸べて行動に移せばいいのかわからないということがあってと思います。一回経験したら、ずっと素直に「お手伝いします。」となるのですが、どうだろうという葛藤があるので、道徳教育含めての勉強になるのだらうと思います。ありがとうございました。</p> <p>その他ございませんか。この問題は難しい問題ではありますが、我々も教育現場なりを見るとき、(いじめの)件数だけで判断してはいけない、むしろ件数がしっかり出てくればよく見ておられるなというような感覚でないと、ただ件数だけで良い悪いを決めることは、少なくともこのメンバーではないようにしていけたらいいなと思います。大人の世界でも(いじめが)あるのだから、全てなくすということにはならないとは思いますが、先ほどもありましたように、いじめは皆さんの経験で大なり小なりあると思いますので、認識を共有していけたらと思います。</p>
委員	<p>私のところは、市民部で人権多文化共生推進課も受け持っております。毎年、連続講座で色々と人権に関する問題、または高齢者や女性の問題、外国人のことやH I Vといった病気の方の人権問題等を取り上げております。今年はまず子供の貧困、2回目が高齢者の認知症、3回目が自死により亡くなられた家族の人に対しての人権問題、今年は3回開催させていただきまして、参加者にアンケートを提出していただきました。そのアンケート結果を見て感じたことですが、参加者が限ら</p>

	<p>れてきている、関心を持たれている方はいじめ問題にしても男女の問題にしても病気の問題にしても関心を持っておられます。一方で、時間帯や開催日のことがあるのかもしれませんが、参加してもらえない方たちをどのように啓発していかなくてはならないかということを感じまして、やはりいじめ問題もそうだろうと思います。地域の方が声をかけるとか、関心を持っていただければ解決策も見えてくるのではないかと思います。</p>
委員	<p>私たちがよく学校に行き、色々な話を聴く機会がありますが、本当に行ってほしい保護者が行っていない。地域に帰って、何で行って話を聴かないのかと聞けば、忙しいと。子供のことより忙しいことはないと言えば、私に謝ってくるので、ちょっと小言を言ったりしますが、おっしゃっていることは、そういうことだろうと思います。ありがとうございました。</p>
委員	<p>説明は省きますが、PTA全国大会で、「いじめから守る子供のいのち」という臨床心理士さんの講演を聴く機会がありました。その時に配布された資料に、いじめの初期対応やいじめを報告された時の三原則などが書かれていますので、参考になればと思ひまして皆さんにお配りします。</p> <p>その講演では、いじめがあったと報告されたときに、「なんで早く言わないのか」とか「やり返さないのか」とか「お前が悪い」と言いがちですが、これはNGワードであると言われていました。一言目は「大変だったね」、「苦しかったね」と声をかけてあげてほしい。やり返すことができなければしているし、報告できるなら報告している、ということを含んでほしいということでした。そういったことが書いてありますので、読んでいただければと思ひました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。定めた時間が近づいてまいりましたので、「その他」に入らせていただいてもよろしいでしょうか。それでは、「その他」に移ります。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>「その他」ということで、次回の会議の予定ですが、今年度は中途からのスタートとなりました。新年度においては、再度それぞれの機関・団体のところに委員の推薦をお願いすることになるかと思ひます。そういう中で、臨時会がなければ定例会は来年の6月ということになるかと思ひます。</p> <p>委員の推薦にあたりましては、今回お願いをしております機関・団体から、また推薦をお願いする方向になるかと思ひますので、本日お配りしておりますこの資料ファイルがありますが、同じ方にこのファイルを使っていただくのが望ましいのですが、他の方が委員になるということがあれば、このファイルを次の方へお渡しいただいて、引継ぎの方もお願いできたらと考えております。</p> <p>また、新年度になりましたら、各団体、機関の方に案内をいたしますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>今日のファイルは持ち帰って、異動する場合は引き継ぐということですね。以上で、事務局からの連絡を終わります。第1回目は終わらせていただいてよろしいですか。</p> <p>それでは、本日の日程を終了しましてこれから事務局に譲ります。</p>
事務局	<p>猪上会長さん、ありがとうございました。皆様、熱心にご審議、ご協議をいただきありがとうございました。閉会にあたりまして、副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
副会長	<p>失礼します。このいじめ問題というのは命に係わることでございます。学校現場だけに止まらず我々、親の有様というのが子供にどう影響して、様々な問題、課題を投げかけているということではなかろうかと思ひます。</p> <p>近年、家族思いで忍耐強いというような人格、特質が失われて、情報化社会になってインターネット、携帯が普及して、しかし機械化が進むことによって、人と人とのつながりが遮断されて、難しい世の中になって言葉を発しない、挨拶ができないような大人たちが出てきて複雑な社会の中で、こういう問題が生起しているのではないかと思ひます。</p>

<p>命に係わることでありますので、私たち一人一人が共に生きるんだという側面を持ちながら、子供たちを見つめることが大事だと思います。私たち大人社会から言えば、何か目についたらマイナス部分だけを誇張して叱っていくことが多いですが、大きな視野の中で、正しいこといいことをしたら褒めてやる、悪いことをしたら叱ってやるということが必要であろうと思います。</p> <p>次回ではまた、それぞれ安芸高田市の子供の実態を聞かせていただく中で、関係機関の者が意見を述べて健全に子供が育つような取組みを考えていけばと思います。皆様方にご尽力をいただきますことをお願い申し上げまして本日の安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
